

1 施策進行管理・評価票について

「施策進行管理・評価票」は、施策評価のツールとして活用しているもので、261の施策課題ごとに、施策の目標に対して、どれだけの成果が得られたか等について、施策課題所管課が作成し、配下の事務事業の所管課と調整の上、取りまとめたものです。評価票の帳票イメージと記載内容の見方は、次のとおりとなります。

評価の対象となる施策課題の政策体系上の位置づけを示すコード(数字)を記載しています。		評価の対象となる施策課題名を記載しています。		帳票を作成した所管局課名(平成26年3月末時点)を記載しています。以後の組織整備により、直近の所管局課とは異なっている場合があります。																									
<table border="1"> <tr> <td>施策課題</td> <td>11101000</td> <td colspan="2">安全な地域社会の確立</td> <td>作成課</td> <td>市民・こども局市民生活部地域安全推進課</td> </tr> <tr> <td>基本政策</td> <td colspan="2">安全で快適に暮らすまちづくり</td> <td>政策の基本方向</td> <td colspan="2">暮らしの安全を守る</td> </tr> <tr> <td>関係課</td> <td colspan="3">教育委員会事務局学校教育部健康教育課、市民・こども局こども本部こども青少年部青少年育成課</td> <td>基本施策</td> <td>身近な安全の確保</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> <td>重点</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> </table>						施策課題	11101000	安全な地域社会の確立		作成課	市民・こども局市民生活部地域安全推進課	基本政策	安全で快適に暮らすまちづくり		政策の基本方向	暮らしの安全を守る		関係課	教育委員会事務局学校教育部健康教育課、市民・こども局こども本部こども青少年部青少年育成課			基本施策	身近な安全の確保					重点	<input checked="" type="checkbox"/>
施策課題	11101000	安全な地域社会の確立		作成課	市民・こども局市民生活部地域安全推進課																								
基本政策	安全で快適に暮らすまちづくり		政策の基本方向	暮らしの安全を守る																									
関係課	教育委員会事務局学校教育部健康教育課、市民・こども局こども本部こども青少年部青少年育成課			基本施策	身近な安全の確保																								
				重点	<input checked="" type="checkbox"/>																								
<第3期実行計画(2011(H23)～2013(H25)年度)における施策の概要及び施策の目標>																													
当該施策によって解決すべき課題	<ul style="list-style-type: none"> ●安全で快適に暮らすまちづくりを進める上で、防犯、交通安全、路上喫煙は大きな課題となっており対策が求められています。 ●社会状況が変化する中で、地域の安全確保に向けては、市民、地域団体、事業者、警察及び行政等の連携した取組が求められています。 ●犯罪被害者等が受けた被害の回復及びその後の二次的被害に対する対応等に向けた取組が求められています。 ●防犯灯の不点灯を防止し設置効果を向上させることで犯罪被害の未然防止を図ります。 ●交通事故の更なる減少に向けた取組が求められています。 ●人ごみでの喫煙は非常に危険であり歩行者の安全確保に向けてマナーの一層の向上等による対応等に向けた取組が求められています。 					新総合計画の当該施策課題の「現状と課題」に記載されている内容を踏まえて、解決すべき課題を記載しています。																							
	施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ●安全・安心まちづくり推進協議会を中心に地域団体や関係機関等の連携によるパトロールを実施するなど安全確保に向けた取組を進めます。 ●パトロールや住宅防犯診断を実施し地域犯罪抑制に向けた取組を推進します。 ●犯罪被害者等の相談に対し情報提供等を行うことで二次的被害の防止や支援等の役割を果たします。 ●長寿命で不点灯防止に有効で二酸化炭素排出量の削減効果も期待できるLED防犯灯の導入を図ります。 ●交通ルール遵守やマナー向上に向け地域や関係団体との連携による交通安全市民課題解決を図るために具体的な施策の内容を記載しています。 ●交通事故被害者になりやすい幼児、児童、高齢者を対象として交通安全教室を開催します。 ●路上喫煙防止キャンペーンや巡回を実施するとともに重点区域の拡大等の検討を進めます。 ●子育て支援・わくわくプラザ事業を実施し放課後の子どもの安全な居場所を確保します。 																											
		施策の目標	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の生命や健やかな生活を守るため、地域で発生する犯罪の認知件数の減少(前年比10.9%減)及び路上喫煙者の減少(喫煙者率0.12%)に向けた取組を進めます。 					「当該施策によって解決すべき課題」で記載された課題の解決を図ることによって、めざすべき方向や状態、あるべき姿を記載しています。																					
解決すべき課題に対する当該年度の成果	<ul style="list-style-type: none"> ●安全・安心まちづくり推進協議会を中心とした各種防犯活動の推進、防犯診断や青色防犯パトロールカーによるほぼ毎日のパトロールの実施等の結果、市内刑法犯認知件数が前年比1,419件減(10.9%減)の11,563件となりました。 ●各種媒体を活用して防犯診断、犯罪被害者等支援相談を周知するとともに区役所等で15回出張防犯相談コーナーを開設し、犯罪抑制や被害者支援の取組を進めました。防犯診断については、前年度の26件を上回る85件の実施となりました。 ●市民、地域団体、行政等が連携した年間を通じてのキャンペーン等の交通安全運動(市民総ぐるみ運動、各季の運動年4回、強化月間2回)、幼児等を対象とした歩行教室や自転車教室等の交通安全教室(39,097名受講)及び高齢者向け交通安全啓発活動(19回)の実施等により、市内交通事故発生件数は前年比56件減の4,470件(1.2%減)となり12年連続で減少しました。 ●地域交通安全員を住民等の協力により昨年度比9箇所増の86箇所に配置しました。 ●キャンペーン活動など路上喫煙防止に向けた広報啓発活動を実施した結果、路上喫煙者の割合が0.08%に減少しました。 ●子育て支援・わくわくプラザ事業を実施し放課後の子どもの安全な居場所を確保しました(128,692人)。 ●LED防犯灯の補助灯数を拡充し設置促進を図った結果、町内会・自治会等の防犯灯設置台数は前年度の1,295灯を大幅に上回り2,902灯となりました。 					課題解決に向けて、どのような成果があつたかを記載しています。																							

残された課題、 新たな課題、社会環境の変化等	<ul style="list-style-type: none"> 防犯診断・犯罪被害者等支援相談の利用促進に向けて、継続的に効果的なあります。 不点灯防止や町内会・自治会の負担軽減が図れるLED防犯灯ですが、全防犯灯数約76,000灯に対する割合は約9,600灯(約12%)とまだ低く、設置促進をさらに図る必要があります。 喫煙者のマナー向上に向け効果的な広報・啓発を実施するとともに喫煙場所や路面標示を適切に維持管理する必要があります。 自転車関係事故の件数も減少(2012年1月から2013年1月までの期間で約30%)と高い構成率で推移 			残された課題、新たな課題、社会環境の変化などを記載しています。
	<p>当該施策課題に対する評価結果として選択した区分を記載しています (評価区分の内容については次ページ参照)。</p>			
評価結果及び その評価区分 とした理由	2011 A II	2012 A II	2013 A II	市内の刑法犯認知件数や交通事故発生件数、路上喫煙者の割合は、事業特性上、更なる減少に向けた その評価区分とした理由を記載しています。
A 施策が順調に推進したもの（新たな課題等 I 無 II 有） B 施策が一定程度推進したもの C 施策が推進していないもの <今後の取組や方向性及び改善に向けた考え方>	<p>●防犯灯のLED化については、町内会・自治会からの要望や設置の促進状況等を勘案し方の検討を含め、引き続きLED化促進に向けた取組を進めていきます。 ●2014年度以降、鹿島田・新川崎地区の重点区域指定を予定しており、関係局や指定喫煙場所の設置場所、必要な予算等の調整を進めます。 ●2012年度に導入した自転車マナーアップ指導員*が交通ルール違反者に交付したマナーアップカード（違反項目等を記載）の違反内容やルール違反者の年代等の検証結果に重点を置いて効果的な啓発活動や交通安全教室を実施していきます。</p>			当該施策課題について、次年度における取組や方向性、施策の改善に向けた考え方を記載しています。
2014年度以 降の方向性				当該施策課題の成果を説明するのに参考となる指標名を記載しています(適切な指標がない場合は空欄としています)。
参考指標	参考指標名① 市内刑法犯認知件数	参考指標名② 路上喫煙者割合	参考指標名③ 市内交通事故発生件数	指標の意味や前提条件などを記載しています。また、指標を設定できない場合は、その理由を記載しています。
	指標の説明① 市内刑法犯認知件数は警察など他の活動等の要因により大きく変動する可能性があります。また、数値は年実績です。	指標の説明② 路上喫煙防止重点区域内での通行人による喫煙者の割合を把握することで路上喫煙者の減少を目指すものです。	指標の説明③ 市内交通事故発生件数は運転正、警察の活動等の要因により大きく変動する可能性があります。また数値は年実績です。	
	指標の方向性① 小さいほどよい	指標の説明② 指標となる数値を記載しています。 2010年度は第3期実行計画期間外であるため、参考として、可能な範囲で記載しています。	指標の方向性③ 小さいほどよい	指標の方向性 (大きいほどよい、小さいほどよい、現状維持) を記載しています。方向性を示しにくいものについては空欄としています。
事業費	年度 2010 2011 2012 2013	計画値 13,825 13,700 12,900 12,700	実績値 件 12,982 11,563 11,287	単位 件
	年度 2011(H23)年度 予算 事業費合計	計画値 0.15 %	実績値 0.14 %	年度 2010 2011 2012 2013
	決算 490,566	2011 0.14 %	計画事業費 484,733	計画値 4,700 4,400 4,170 件
	2012(H24)年度 予算 決算 事業費合計 755,065	実績値 0.1 % 834,866		
配下の事務事業一覧	事務事業名 防犯対策事業 路上喫煙防止対策事業 地域コミュニティ推進事業 学校安全事業	第3期実行計画期間の達成状況 III III III III	事務事業名 交通安全推進事業 交通事故相談事業	配下の事務事業の事業費の合計を記載しています。同じ事務事業が、複数の施策課題の配下に記載されていることがあります。その場合には、二重計上を防ぐため、最も関連性の深い施策課題でのみ、事業費に加算されています。 したがって、配下の事務事業がすべて再掲である場合は、事業費合計が0になります。
用語説明	自転車マナーアップ指導員：自転車交通事故多発地域を中心に市内を巡回し、自転車の交通ルール遵守されたマナーアップカードを交付し、自転車の安全運転を呼びかける。		上の記載の中で登場する、*で示した専門用語等について説明しています。	

＜施策課題の評価区分＞

評価区分	内 容		
A	<u>施策が順調に推進したもの</u>	I	●「施策の目標」の実現を阻害するような新たな課題や残された課題等ではなく、「施策の目標」に向かって順調に進捗している場合
		II	●新たな課題や残された課題等があるが、「施策の目標」の実現を阻害するようなものではなく、今後も現在の取組の継続又は一部改善により対応できる場合
B	<u>施策が一定程度推進したもの</u>		
<ul style="list-style-type: none"> ●新たな課題や残された課題等があり、「施策の目標」の実現に向けて、計画の見直しや取組の改善が必要な場合 ●施策課題の配下の主要な事務事業で、新たな課題等があり目標を下回ることなどにより、課題解決が一定程度に留まり取組の見直しが必要な場合 			
C	<u>施策が推進していないもの</u>		
<ul style="list-style-type: none"> ●前提としていた諸条件（法制度等）が大きく変化し、取組内容の抜本的な見直しを行わなければ、「施策の目標」の実現が困難な場合 ●施策課題を構成する主要な事務事業が、新たな課題の出現により大幅に遅れ、または、対応困難なものとなるなど目標を大きく下回ることとなり、施策課題の解決に向け停滞している場合 			

＜事務事業の達成状況区分＞

達成状況区分	内 容
I	<u>目標を大きく上回って達成</u> <ul style="list-style-type: none"> ●目標に明記した期日よりも相当早く達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに大きく貢献した。 ●目標に明記した内容よりも相当高い水準であった。 ●目標に明記した数値を大きく上回った。
II	<u>目標を上回って達成</u> <ul style="list-style-type: none"> ●目標に明記した期日よりも早めに達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに貢献した。 ●目標に明記した期日どおり達成し、明記した内容よりも高い水準であった。 ●目標に明記した数値を上回った。
III	<u>目標をほぼ達成</u> <ul style="list-style-type: none"> ●目標に明記した期日、内容どおりに達成した。 ●途中で多少の遅れはあったものの、最終期限には間に合う形で、目標に明記した内容どおりに達成した。 ●目標に明記した数値とほぼ同じであった。 ●概ね適正に処理し、業務遂行に支障がなかった。
IV	<u>目標を下回った</u> <ul style="list-style-type: none"> ●目標に明記した内容は達成したが、期日が遅れた。 ●目標に明記した期日どおりであったが、明記した内容に満たない水準であった。 ●目標に明記した数値を下回った。 ●所定の期日に間に合わないなど、業務を適正に処理できなかった。
V	<u>目標を大きく下回った</u> <ul style="list-style-type: none"> ●目標に明記した期日よりも遅れ、明記した内容に満たない水準であった。 ●目標に明記した数値を大きく下回った。

※施策進行管理・評価票における配下事務事業の達成状況区分は、計画策定当初の目標から変更していない事務事業と、目標を変更した、または新設した事務事業を区別せず、いずれも同じI～Vの区分で表記しています。